

平成18年度 釜石物産センター運営協議会資料

施設の運営状況について

入館者数の推移	1 頁
テナント売上額の推移	1 頁
歳入歳出決算額等一覧	2 頁
駐車場及び各フロア等利用状況	3 頁
主なイベント開催状況	4 頁
かまいし特産店売上状況	8 頁
指定管理者の募集要項	9 頁
釜石物産センター条例新旧対照表	17 頁

平成18年11月16日

釜石物産センター

資料1

釜石物産センター年度別営業指標

年度	来場者(人)	レジ口数(人)	売上額(千円)	購買率
H8	292,266	140,724	174,508	48%
H9	347,966	144,397	176,839	41%
H10	391,026	131,301	176,695	34%
H11	344,693	119,444	197,265	35%
H12	348,846	108,895	223,667	31%
H13	348,705	105,867	233,103	30%
H14	371,382	116,511	220,628	31%
H15	421,907	107,017	222,382	25%
H16	403,982	101,677	212,346	25%
H17	370,575	94,844	213,372	26%
H18	378,212	94,374	208,676	25% (見込み)
累計	4,019,560	1,170,677	2,259,481	29%

平成18年度分については、10月分までは実績数値、11月～3月分までは見込み数値(前年同数値)。

釜石物産センター入館者数の推移(月別)

(単位:人)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
4月	—	20,271	25,700	23,491	22,444	23,620	25,391	30,380	28,229	28,185	27,314
5月	—	26,093	36,133	31,257	28,589	28,683	29,285	48,138	37,085	32,525	40,137
6月	—	21,221	39,578	22,865	24,719	27,864	30,298	37,776	34,950	26,846	28,939
7月	22,879	30,974	31,868	36,645	34,831	31,652	35,285	36,071	37,513	31,243	33,105
8月	70,609	44,308	43,444	46,746	40,965	38,330	43,919	52,020	48,606	45,829	44,480
9月	34,571	28,109	31,064	27,006	27,782	29,694	28,549	32,198	33,455	32,001	29,267
10月	32,032	33,561	35,469	40,277	42,214	38,245	29,561	41,550	37,818	35,220	36,244
11月	42,704	42,669	45,696	26,136	27,404	26,753	26,412	28,386	27,738	26,212	26,212
12月	20,294	25,062	27,556	23,435	24,642	24,224	30,244	30,358	29,669	28,900	28,900
1月	23,042	24,678	25,308	24,039	25,509	27,470	33,025	28,845	31,040	27,157	27,157
2月	20,315	22,733	21,455	20,207	24,562	23,754	26,905	25,510	26,377	25,193	25,193
3月	25,820	28,287	27,755	22,589	25,185	28,416	32,508	30,675	31,502	31,264	31,264
計	292,266	347,966	391,026	344,693	348,846	348,705	371,382	421,907	403,982	370,575	378,212

釜石物産センターテナント売上額の推移(月別)

(単位:千円)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
4月	—	11,347	11,464	12,614	17,604	13,685	15,908	15,653	14,981	16,809	14,576
5月	—	13,007	14,331	16,832	18,449	15,395	16,456	20,146	18,373	15,834	17,543
6月	—	11,919	12,632	13,385	15,868	13,247	16,322	16,741	14,219	13,882	14,209
7月	11,460	15,845	16,033	19,018	18,774	27,437	17,663	17,041	17,030	16,852	16,280
8月	48,421	31,042	29,736	30,764	30,554	28,997	31,523	31,716	30,188	31,148	28,302
9月	20,941	14,050	13,240	14,867	17,839	19,361	19,900	17,477	17,385	17,188	16,145
10月	17,992	15,189	13,917	17,618	20,163	20,006	17,238	19,634	19,688	19,520	19,527
11月	19,464	14,458	15,016	14,628	19,689	15,884	17,099	21,239	16,669	16,613	16,613
12月	18,818	12,747	14,634	17,436	20,466	20,397	19,275	19,063	18,907	19,472	19,472
1月	13,472	13,017	12,130	15,826	17,213	19,249	17,964	16,475	17,454	17,026	17,026
2月	10,373	10,293	9,678	10,478	12,709	17,631	13,475	12,481	12,756	12,430	12,430
3月	13,567	13,925	13,884	13,799	14,339	21,814	17,805	14,716	14,696	16,553	16,553
計	174,508	176,839	176,695	197,265	223,667	233,103	220,628	222,382	212,346	213,327	208,676

資料2

釜石物産センター 歳入歳出決算額等一覧

歳入

(単位:円、%)

款	項	目又は節	平成16年度		平成17年度			平成18年度
			予算額	決算額	予算額	決算額	前年度比	予算額
使用料及び手数料	使用料	商工使用料	16,846,000	16,718,882	16,870,000	17,489,477	104.6%	18,541,000
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	427,000	607,500	400,000	677,500	111.5%	594,000
諸収入	雑入	雑入	8,263,000	6,214,102	8,263,000	7,863,946	126.5%	6,397,900
計			25,536,000	23,540,484	25,533,000	26,030,923	110.6%	25,532,900

歳出

(単位:円、%)

款	項	目又は節	平成16年度		平成17年度			平成18年度
			予算額	決算額	予算額	決算額	前年度比	予算額
商工費	商工費	物産センター費	61,977,000	61,378,713	64,232,000	62,078,909	101.1%	61,492,000
		報酬	45,000	23,600	45,000	35,000	148.3%	45,000
		共済費	629,000	547,351	0	0	0.0%	0
		賃金	4,948,000	4,861,842	36,000	0	0.0%	36,000
		報償費	0	0	0	0	-	0
		旅費	11,000	0	0	0	-	0
		需用費	22,075,000	21,872,143	21,138,000	19,921,655	91.1%	20,591,000
		役務費	1,847,000	1,770,586	1,853,000	1,619,844	91.5%	1,712,000
		委託料	31,628,000	31,612,914	40,430,000	39,861,996	126.1%	38,464,000
		使用料及び賃借料	664,000	560,977	562,000	473,314	84.4%	514,000
		負担金補助及び交付金	130,000	129,300	130,000	129,300	100.0%	130,000
公課費	0	0	38,000	37,800	-	0		

資料3

釜石物産センター各フロア等利用状況

(単位:台、日、円)

フロア等名	項目	H14年度実績	H15年度実績	H16年度実績	H17年度実績	H18年度実績 (見込み)
駐車場	利用台数	62,300	73,561	70,764	68,013	67,861
	内有料台数	8,242	10,598	10,113	9,400	9,459
	収入額	2,355,100	3,271,860	3,232,300	3,473,850	3,398,150
会議室	利用日数	213	231	223	235	218
	収入額	763,780	745,150	805,380	698,020	662,580
アイデアフロア	利用日数	149	120	132	198	194
	収入額	480,100	179,040	314,460	197,880	83,160
展示即売フロア	利用日数	14	3	20	22	28
	収入額	403,920	326,300	527,680	491,800	456,250
仮設テント	利用日数	137	111	75	67	59
	収入額	1,491,610	905,000	607,500	677,500	750,000

平成18年度分については、10月末分までは実績数値、11月以降は見込み数値。

平成17年度の主な釜石物産センター関係イベント開催状況

【 1】

開催期間	イベント名	開催場所
週 1 回	生花教室	会議室
週 1 回	伝統文化こども教室(邦楽・箏曲)	会議室
月 1 回	公正証書作成相談会	会議室
月 2 回	アニメ上映会	イベントフロア
2ヶ月に1回	カラオケ大会	イベントフロア
随 時	大正琴教室	会議室
随 時	健康相談	アイデアフロア
随 時	染色学習会	会議室
随 時	押花教室	会議室
随 時	かな教室	会議室
随 時	フラワーアレンジメント教室	会議室
H17.4.8 ~ H17.4.10	四季の会展示会	アイデアフロア
H17.4.12 ~ H17.4.14	韓国焼き物展示会	アイデアフロア
H17.4.17 ~ H17.4.17	大渡り橋開通記念イベント	イベントフロア周辺
H17.5.1 ~ H17.5.1	第76回釜石地区メーデー	シープラザ遊
H17.5.3 ~ H17.5.5	駅前春の味覚まつり	イベントフロア
H17.5.14 ~ H17.5.15	住宅関連設備機器の展示会	シープラザ遊
H17.5.14 ~ H17.5.15	龍生派いけ花研究会	アイデアフロア
H17.5.26 ~ H17.5.27	ゲートボール大会	シープラザ遊
H17.5.30 ~ H17.5.30	国民年金保険料 納付相談会	会議室
H17.6.4 ~ H17.6.5	家電展示会	アイデアフロア
H17.6.5 ~ H17.6.5	チャリティーショー	イベントフロア
H17.6.10 ~ H17.6.12	さつき花季展示会	アイデアフロア
H17.6.15 ~ H17.6.16	ゲートボール大会	シープラザ遊
H17.6.20 ~ H17.6.23	平成17年度児童手当「現況届」受付	アイデアフロア
H17.7.1 ~ H17.7.1	呉服・洋品展示会	アイデアフロア
H17.7.2 ~ H17.7.2	釜石コープフェア	アイデアフロア
H17.7.9 ~ H17.7.9	ゲートボール大会	シープラザ遊
H17.7.15 ~ H17.7.16	ゲートボール大会	シープラザ遊
H17.7.16 ~ H17.7.16	ためしてガス展 ガス器具展示会	アイデアフロア
H17.7.17 ~ H17.7.17	龍生派いけ花研究会	アイデアフロア
H17.7.22 ~ H17.7.26	交通安全ポスター展	アイデアフロア
H17.7.24 ~ H17.7.24	オールトヨタグループフェスティバル	シープラザ遊
H17.8.3 ~ H17.8.7	シープラザ釜石夏の抽選会	イベントフロア
H17.8.6 ~ H17.8.6	岩手大学ロボット教室in釜石	アイデアフロア
H17.8.6 ~ H17.8.6	ちびっこまつり	イベントフロア
H17.8.11 ~ H17.8.13	切絵展示会	イベントフロア
H17.8.14 ~ H17.8.20	水墨画習作展	アイデアフロア
H17.8.16 ~ H17.8.22	児童扶養手当現状届受付	会議室
H17.8.28 ~ H17.8.28	龍生派いけ花研究会	アイデアフロア
H17.9.1 ~ H17.9.7	陸中海岸国立公園指定50周年記念写真展	アイデアフロア
H17.9.10 ~ H17.9.11	第11回生協まつり	シープラザ遊
H17.9.11 ~ H17.9.12	呉服・洋品展示会	会議室
H17.9.16 ~ H17.9.17	第16回釜石市ふれあい福祉まつり	シープラザ遊

H17.9.17 ~ H17.9.18	龍生派いけ花研究会	アイデアフロア
H17.9.22 ~ H17.9.22	釜石地域県立学校職員レクリエーション行事	シープラザ遊
H17.9.24 ~ H17.9.25	MOA美術館釜石、大槌児童作品展	アイデアフロア
H17.9.24 ~ H17.9.25	鈴子ミュージックジャンボリー開催	シープラザ遊
H17.10.3 ~ H17.10.3	釜石地区建設業労働災害防止安全衛生大会	シープラザ遊
H17.10.8 ~ H17.10.8	出張オーディション ソニーミュージック	イベントフロア
H17.10.13 ~ H17.10.14	ゲートボール大会	シープラザ遊
H17.10.14 ~ H17.10.16	人権まんが展作品展示会	アイデアフロア
H17.10.22 ~ H17.10.23	釜石まるごと味覚フェスティバル	シープラザ遊
H17.10.27 ~ H17.11.3	第42回菊花大会	シープラザ遊
H17.10.29 ~ H17.10.29	伝統文化邦楽箏曲こども教室名曲鑑賞会	イベントフロア
H17.10.30 ~ H17.11.6	フォトライフ写真展	アイデアフロア
H17.10.30 ~ H17.10.30	琴城流大正琴白百合会大正琴演奏会	イベントフロア
H17.11.12 ~ H17.11.18	第31回納税書道展	アイデアフロア
H17.11.12 ~ H17.11.12	平成17年度第19回釜石市健康づくりの集い	イベントフロア
H17.11.12 ~ H17.11.12	平成17年度第19回釜石市健康づくりの集い	シープラザ遊
H17.11.20 ~ H17.11.20	龍生派いけ花研究会	アイデアフロア
H17.11.21 ~ H17.11.23	リボンフラワー展示会	イベントフロア
H17.11.27 ~ H17.11.27	釜石水産加工場蔵出し即売会	シープラザ遊
H17.12.2 ~ H17.12.3	ワークステーション展示会	アイデアフロア
H17.12.4 ~ H17.12.5	呉服展示会	会議室
H17.12.10 ~ H17.12.10	伝統文化邦楽箏曲こども教室成果発表会	イベントフロア
H17.12.11 ~ H17.12.11	トゥインクルトゥインクルコンサート	イベントフロア
H17.12.17 ~ H17.12.17	第45回五校祭	アイデアフロア
H17.12.17 ~ H17.12.17	第45回五校祭	シープラザ遊
H17.12.18 ~ H17.12.18	住まいとリフォームの相談会	シープラザ遊
H18.1.2 ~ H18.1.2	新春琴ミニコンサート	イベントフロア
H18.1.2 ~ H18.1.9	北海道写真展 イーハトーブ夢工房	アイデアフロア
H18.1.2 ~ H18.1.6	シープラザ釜石冬の抽選会	イベントフロア
H18.1.3 ~ H18.1.3	大正琴初春のつどい	イベントフロア
H18.1.14 ~ H18.1.22	あったかメルヘン子供国際平和ポスター展	アイデアフロア
H18.1.20 ~ H18.3.31	三陸縦貫自動車道釜石山田道路事業紹介	アイデアフロア
H18.1.21 ~ H18.1.22	「あったかメルヘン・夢街道わんぱく共和国」開催のため	シープラザ遊
H18.1.28 ~ H18.1.29	ゲートボール大会	シープラザ遊

平成18年度の主な釜石物産センター関係イベント開催状況（平成18年4月～11月上旬）

【No.3】

開催期間	イベント名	開催場所
週 1 回	生花教室	会議室
週 1 回	伝統文化こども教室(邦楽・箏曲)	会議室
月 1 回	公正証書作成相談会	会議室
月 2 回	アニメ上映会	イベントフロア
2ヶ月に1回	カラオケ大会	イベントフロア
随 時	ビデオサロン	イベントフロア
随 時	染色学習会	会議室
随 時	押花教室	会議室
随 時	かな教室	会議室
随 時	フラワーアレンジメント教室	会議室
随 時	企業面接会場	会議室
随 時	学校説明会・進路相談会等	会議室
随 時	説明会及びセミナー	会議室
H18.4.2 ~ H18.4.26	三陸縦貫自動車道『釜石山田道路』オブジェ展示	イベントフロア
H18.4.22 ~ H18.4.23	押花展示会	アイディアフロア
H18.4.22 ~ H18.4.23	新商品発表会	シープラザ遊
H18.5.1 ~ H18.5.1	第77回釜石地区メーデー	シープラザ遊
H18.5.3 ~ H18.5.5	釜石春の味覚まつり	シープラザ遊
H18.5.3 ~ H18.5.3	子供民謡大会	イベントフロア
H18.5.3 ~ H18.5.5	グラスアート展示会	展示即売フロア
H18.5.4 ~ H18.5.5	アニメ上映会	イベントフロア
H18.5.11 ~ H18.5.11	野球練習	シープラザ遊
H18.5.12 ~ H18.5.14	四季の会押花作品展示会	アイディアフロア
H18.5.13 ~ H18.5.14	仏壇展示販売	展示即売フロア
H18.5.20 ~ H18.5.21	龍生派生花研究会	アイディアフロア
H18.5.21 ~ H18.5.21	サッカー部員入部歓迎会	シープラザ遊
H18.5.22 ~ H18.5.22	第4回市民公開講座（国立病院機構釜石病院）	イベントフロア
H18.6.3 ~ H18.6.4	はじめま電化フェスタ In 釜石 電化だよ！全員集合	シープラザ遊
H18.6.9 ~ H18.6.9	ゲートボール大会開催	シープラザ遊
H18.6.9 ~ H18.6.11	さつき花卉展示会	アイディアフロア
H18.6.12 ~ H18.6.14	平成18年度児童手当現況届受付	アイディアフロア
H18.6.16 ~ H18.6.16	サッカー部交流会	シープラザ遊
H18.6.16 ~ H18.6.25	環境パネル展	展示即売フロア
H18.6.17 ~ H18.6.18	龍生派生花展	アイディアフロア
H18.6.21 ~ H18.6.21	ポーラフェア	アイディアフロア
H18.6.24 ~ H18.6.25	ゲートボール大会開催	シープラザ遊
H18.6.25 ~ H18.6.25	東芝家電製品展示会	アイディアフロア
H18.7.1 ~ H18.7.2	カメラの坂上写真展	アイディアフロア
H18.7.7 ~ H18.7.7	日本青年会議所東北地区協議会懇親会	シープラザ遊
H18.7.13 ~ H18.7.14	ゲートボール大会開催	シープラザ遊
H18.7.15 ~ H18.7.16	石田モーター展示会	シープラザ遊

開催期間	イベント名	開催場所
H18.7.15 ~ H18.7.16	仏壇展示販売	展示即売フロア
H18.7.16 ~ H18.7.16	龍生派生花研究会	アイディアフロア
H18.7.20 ~ H18.7.26	交通安全ポスター展示	アイディアフロア
H18.7.22 ~ H18.7.22	ゲートボール大会開催	シープラザ遊
H18.7.27 ~ H18.7.27	シープラザ10周年記念イベント記念式典・民謡ショー	イベントフロア
H18.7.27 ~ H18.7.31	シープラザ夏の抽選会	イベントフロア
H18.7.29 ~ H18.7.29	ちびっこまつり	イベントフロア
H18.7.30 ~ H18.7.30	フルーツ演奏・釜石レボリューションギター同好会	イベントフロア
H18.8.2 ~ H18.8.2	親睦ビアガーデン	シープラザ遊
H18.8.4 ~ H18.8.4	親睦交流会	シープラザ遊
H18.8.14 ~ H18.8.14	釜石ラグビィグドリーム交流会	シープラザ遊
H18.8.15 ~ H18.8.18	児童扶養手当現況届け受付	会議室
H18.8.18 ~ H18.8.21	水墨画展示会	アイディアフロア
H18.8.20 ~ H18.8.21	児童扶養手当現況届け受付	会議室
H18.8.27 ~ H18.8.27	ゲートボール大会	シープラザ遊
H18.9.10 ~ H18.9.10	生協まつり	シープラザ遊
H18.9.10 ~ H18.9.13	保育所入所者実態調査	会議室
H18.9.16 ~ H18.9.17	龍生派生花研究会	アイディアフロア
H18.9.23 ~ H18.9.24	呉服展示販売	会議室
H18.9.30 ~ H18.9.30	ふれあい福祉まつり	シープラザ遊
H18.10.1 ~ H18.10.9	フォトライフ写真展	アイディアフロア
H18.10.8 ~ H18.10.8	キッズイベント	シープラザ遊
H18.10.10 ~ H18.10.10	大腸検診容器配布	アイディアフロア
H18.10.12 ~ H18.10.16	人権マンガ展	アイディアフロア
H18.10.13 ~ H18.10.13	人権マンガ展表彰式	イベントフロア
H18.10.14 ~ H18.10.15	仏壇展示販売	展示即売フロア
H18.10.15 ~ H18.10.15	ゲートボール大会開催	シープラザ遊
H18.10.15 ~ H18.10.15	呉服展示販売	会議室
H18.10.21 ~ H18.10.22	仙人峠道路関連パネル展(まるごと味覚フェス)	展示即売フロア
H18.10.21 ~ H18.10.22	抽選会場(釜石市産業まつり)	イベントフロア
H18.10.21 ~ H18.10.22	ビデオ上映会	イベントフロア
H18.10.21 ~ H18.10.22	男女共同参画展(まるごと味覚フェス)	アイディアフロア
H18.10.21 ~ H18.10.22	物産展示即売(まるごと味覚フェス)	シープラザ遊
H18.10.24 ~ H18.10.26	京呉服展示販売	会議室
H18.10.28 ~ H18.10.29	MOA 児童作品展	アイディアフロア
H18.10.29 ~ H18.10.29	MOA 美術館釜石・大槌児童作品展表彰式	イベントフロア
H18.10.30 ~ H18.11.5	菊花大会	シープラザ遊
H18.11.5 ~ H18.11.5	琴城流大正琴白百合会大正琴演奏会	イベントフロア

かまいし特産店 売上状況

単位:円

	店頭販売実績額	電話、FAX	インターネット等	その他	物産展等	合計
12年度	39,165,114	8,306,312	555,013	937,956	2,385,671	51,350,066
13年度	34,025,939	10,672,410	207,690	1,171,444	1,763,709	47,841,192
14年度	39,024,923	10,844,857	214,524	1,291,506	2,272,388	53,648,198
15年度	45,205,581	9,525,034	218,632	739,493	2,398,458	58,087,198
16年度	40,388,619	8,463,525	161,137	1,345,548	2,525,660	52,884,489
17年度	38,033,550	8,096,998	136,810	277,429	2,012,067	48,556,854
18年度	38,165,082	7,872,008	242,249	477,325	2,524,832	49,281,496

18年度については、10月分までが実績数値。11月～3月までは見込み数値(前年同月数値)。

釜石市立鉄の歴史館及び釜石物産センターの指定管理者の募集要項

釜石市では、釜石市立鉄の歴史館条例（平成 13 年釜石市条例第 12 号）及び釜石物産センター条例（平成 7 年釜石市条例第 28 号）に基づく「指定管理者」を次のとおり募集します。

1 指定管理者制度について

「指定管理者制度」は、地方自治法の改正によってできた新しい制度です。

「公の施設」の管理は、これまで、法律で規定する特定の団体等が行っていましたが、法律の改正によって、幅広い法人その他の団体が指定管理者として管理できるようになりました。「指定管理者制度」は、多様化する住民のニーズに応え、より効果的かつ効率的に施設を運営するため、民間の能力を生かして「公の施設」を管理し住民サービスを向上させるとともに、経費の縮減等を図ることを本旨としています。

2 対象施設の概要

(1) 釜石市立鉄の歴史館

設置目的 釜石市の鉄の歴史や、大島高任をはじめとする先達の業績などを永く伝え残し、広く市民や観光客に周知する。

名 称 釜石市立鉄の歴史館

位 置 釜石市大平町 3 丁目 12 番 7 号

構 造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 4 階建

延床面積 2,538 m²

開設年月日 昭和 60 年 7 月 20 日

開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで（入館は午後 4 時まで）

休 館 日 1 月から 11 月までの毎月末日（国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は翌日）及び 12 月 28 日から 12 月 31 日

施設内容 1 階：事務室、総合演出シアター、鉄文化の黎明、近代製鉄の発進、心の中の鉄、鉄と豊かなくらし、鉄と遊ぶ、ホール、テラス、売店

2 階：製鉄産業と釜石の紹介コーナー、会議室

3 階：アンモナイトレプリカ展示、展望テラス

(2) 釜石物産センター

設置目的 広く人々の交流及び交歓により地域の活性化、都市の拠点形成、物産の普及及び観光の拠点形成を図る。

名 称 釜石物産センター

位 置 釜石市鈴子町 22 番 1 号

構 造 鉄骨 3 階建

延床面積 5,395 m²

開設年月日 平成 8 年 7 月 27 日

開館時間 午前 9 時から午後 7 時まで（7 月及び 8 月は午後 8 時まで）

休 館 日 毎月第 1、第 3、第 5 火曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は翌週の火曜日）12 月 31 日及び 1 月 1 日

施設内容 地階：駐車場 53 台収容 空調ポンプ室・電気室・守衛室等

- 1 階：賃貸フロア（観光案内所、特産品販売コーナー、テナント）
イベントフロア等
- 2 階：レストランフロア、市民交流フロア、アイデアフロア、
ラグビー関係フロアと事務室、会議室、管理事務所等

各施設の詳細等については、ホームページを参照して下さい。

釜石市立鉄の歴史館（<http://www.city.kamaishi.iwate.jp/rekishikan/top.html>）

釜石物産センター（<http://www.city.kamaishi.iwate.jp/seaplaza/index.htm>）

【注意】

指定管理者の申請は、上記二つの施設のうちどちらか一つを選択しても構いませんが、これまで、両施設を一体的に管理することによって効率的に運営してきた経過がありますので、どちらか一方の指定管理を受けたい場合であっても、二つの施設を管理した場合の事業計画書及び収支計算書も提出して下さい。

指定管理者選定委員会において、両施設を一体的に管理した方が効率的と判断した場合には、そのことを前提に指定管理候補者として選定する場合があります。

3 申請できる者

(1) 応募資格

応募者は、市内に事業所あるいは事務所を有する法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）、もしくはグループとします。個人での応募は、法律によって受け付けられません。

グループの応募について

複数の団体が共同事業体を結成し、そのグループで応募することができます。その場合は、予め共同事業体を結成する際の協定書等によって定められた代表団体が申し込み手続きを行ってください。

ただし、単独で応募した団体等は、グループ応募の構成団体となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成団体となることもできません。さらに、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めませんが、公募締切前であれば辞退届を提出したうえで新たに応募することができます。

(2) 欠格事項

次に該当する団体等(法人でない団体にあつては代表者)は、応募者となることができません。構成団体に欠格事項に該当する団体が含まれる場合も同様で、応募者となることができません。

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受けたことがある者

本市の市税を滞納している者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

暴力団員等がその事業活動を支配する者
暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者としようするおそれがある者

4 運営方針

釜石市立鉄の歴史館及び釜石物産センターの管理運営について、以下の項目を基本的な運営方針とします。

- (1) 市民及び観光旅行者の集客とサービスの向上
- (2) 平等な利用の確保
- (3) 施設の良い維持管理
- (4) 利用者の安全確保
- (5) 施設の管理経費の縮減
- (6) 施設機能の最大限の発揮
- (7) 釜石市立鉄の歴史館条例、釜石物産センター条例、釜石市公文書公開条例、釜石市個人情報保護条例、釜石市行政手続条例ほか関係法令の遵守
- (8) 個人情報の保護

5 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用促進に関すること
- (2) 施設の利用許可及び利用料金の収受に関すること
- (3) 施設及び備品等の管理に関すること
- (4) 諸設備の維持管理に関すること
- (5) 施設の安全対策に関すること

詳細は、指定管理者仕様書のとおり

6 指定する期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

ただし、施設の管理の適正を期すため行った指示に指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、市は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

7 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式有り）
- (2) 釜石市立鉄の歴史館もしくは釜石物産センターについての事業計画書（収支計画書を含む。様式有り）
- (3) 定款若しくは寄付行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- (4) 申請の日の属する事業年度の前3ヵ年度分に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- (5) 納期到来済の市税の納税を証明する書類
- (6) 企業又は団体の概要
経歴・実績

代表者の履歴書、役員の構成及び氏名

事業概要又はこれに準ずるもの（パンフレット可）

- (7) その他釜石市立鉄の歴史館及び釜石物産センターの管理が適正かつ確実に行われるかどうかを判断するために市長が必要と認める書類

(1)(2)の様式は、説明会において配布しますが、予め必要な場合にはご連絡ください。

書類に不備がある場合には「不受理」となることがあります。また、申込書類等は原則として返却しません。

8 募集要項の配布及び説明会

(1) 募集要項の配付

配付場所 〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号

釜石市経済部商業観光課

TEL 0193-22-2111（内線334） / FAX0193-22-2762

郵送を希望される場合は、140 円分の切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、上記あて請求して下さい。

配付期間 平成18年10月2日（月）～11月1日（水）

（閉庁日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで）

(2) 応募者現地説明会

・ 日 時 平成18年10月6日（金）午後1時30分

・ 場 所 釜石市立鉄の歴史館 2階 会議室

説明会終了後、各施設をご案内いたします。

9 申請の受付

- (1) 受付期間 平成18年11月6日（月）9時からとし、11月24日（金）17時まで必着（郵送の場合は当日消印有効）

- (2) 提出場所 〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号
釜石市経済部商業観光課

TEL 0193-22-2111（内線334） / FAX 0193-22-2762

- (3) 申請書類の提出部数等 10部（正本1部、副本9部）及びフロッピーディスク（この場合のファイル形式は、ワード若しくはエクセルファイルとします。）

10 申請にかかる質問の受付期間と回答

- (1) 受付期間：平成18年10月10日（月）午前9時～11月2日（木）午後5時まで

- (2) 質問は、質問者の住所、代表者名及び連絡先を明記の上、質問事項を記入し、市商業観光課までFAXもしくはEメールにて提出願います。

- (3) 回答は、質問者のほか説明会参加者に対しても随時FAXなどにより連絡します。

11 指定管理者の候補の選定

(1) 指定管理者の候補の選定

指定管理者の候補者は、提出された事業計画書等をもとに「指定管理者選定委員会」においてプレゼンテーションを行い、その結果を総合的に審査したうえで選定します。

選定の基準

観光旅行者が増加するなど、施設の機能が最大限発揮されること。

平等な利用が確保されること。

施設等が適切に維持管理されること。

事業計画書の内容が適正で、サービスの向上につながるものであること。

収支計画の内容が適正で、管理経費の削減努力がなされていること。

施設の管理を安全かつ安定して行うに足りる人員、資産その他の経営の経験及び能力を有していること、又はその確保が可能であること。

関係法令が遵守されるとともに利用者の安全が確保されていること。

個人情報の保護が図られるものであること。

審査の手順

申請書類の確認

提出書類の確認は、市商業観光課で行います。

審査方法

指定管理者選定委員会による書類審査及びプレゼンテーション並びにヒアリングを実施し、総合的に評価して最も適当であると認められる団体、若しくはグループを指定管理者として選定します。なお、同委員会は、会議冒頭の申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングのみ公開とします。

審査については、仕様書に基づき審査項目を作成し、それぞれの項目に点数を付け、合計点数の1番多い申請者を指定管理候補者とします。

選定委員会の日程 平成18年11月下旬

(2) 選定結果の通知等

選定結果の通知

選定結果は、全ての申請者に対し書面により速やかに通知します。また、報道機関へ周知すると同時に市のホームページにも掲載して公表します。

公表の方法

団体名は、選定された団体名のみ公表し、それ以外の団体名はA B C等の記号により表示します。点数については、各団体の評価項目別の点数及び合計点数を、選定した理由とともに公開します。

公表の時期

原則として、選定委員会が催された次週とします。

12 指定管理料等

- (1) 釜石市は、指定管理者が業務を実施するために必要な経費として、予算の範囲内で指定管理料を支払います。この指定管理料は、申請者が収支計画書に記した指定管理料をもとに算定するものですが、算定にあたって指定管理候補者と協議する場合があります。

利用料金制度について

- ・ 利用料金制度とは、利用者の支払う利用料を直接自らの収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について一定の責任を負うことになるので、施設の利用を促進するなどの方法によって収入金を確保する努力が求められます。

- ・ 利用料金の額は、条例の範囲内で指定管理者が定めることができますが、条例で定めた利用料によらない場合は、予め市長の承諾を得なければなりません。
- ・ 条例で定める利用料金の額を変更する場合は、指定管理者と協議します。
指定管理者は、上記指定管理料及び施設等の利用料金のほかにも、自らが企画・実施する催事等の事業の収入金を自らの収入とします。

- (2) 行政財産の目的外の使用によって収入することとなる使用料等は、市の収入となります。
- (3) 指定管理料は、会計年度ごとに支払いますが、支払い時期や方法等詳細は市との協議によって決定します。
- (4) 指定管理者は、施設の管理運営に係る収入・支出の経理は、必要な帳簿を作成するなどして単独の会計処理をして下さい。また、収入・支出金の管理は、指定管理する施設のものであることが明確になるよう銀行等の口座で管理してください。

13 指定管理者と釜石市の責任分担等

指定管理者と釜石市の責任分担については、次のとおりとします。

項 目	指定管理者	釜石市
施設の利用促進のための催事などの独自企画や広告、観光キャンペーン、旅行代理店への売り込みなどの営業展開		
消防・空調・昇降機・自動ドア・駐車場・非常用発電機等の設備の保守点検、清掃・警備業務		
施設、設備、備品等の維持管理		
維持管理経費の負担		
施設等の修繕及び備品の購入（ 1 ）		
安全衛生管理		
施設等の利用許可等		
行政財産の目的外の使用許可		
利用料金や独自の催事における収入金の収受		
利用料金の減免申請の受け付け及び承認		
事故・火災等による利用者に対する損害（ 2 ）		
施設等に係る保険の加入（火災保険、賠償責任保険）		

- 1 修繕費及び備品購入費の考え方は次のとおりとします。

施設等の修繕について

指定管理者は、施設若しくは備品等が損傷し修繕が必要となった場合は、速やかに市に報告して下さい。大規模な工事請負や修繕以外の場合、あるいは指定管理者の管理上の瑕疵による施設若しくは備品等の損傷に伴う修繕費については、指定管理者が負担するものとします。対応については、その都度、市と協議して下さい。

備品の取扱い及び所有権について

既存の備品は、指定管理者が保守管理するものとし、ただし、備品は市の所有となります。

既存の備品が破損、故障等した場合の取扱いは、上記「施設等の修繕について」に記載のとおりです。修繕完了後の備品は引き続き市の所有となります。

既存の備品が破損、故障等した場合で、修繕が不可能な場合（修繕に係る費用より同等品の再調達に係る費用が安価な場合を含む）について、市が再調達を必要と認めた場合は、市の負担で購入します。この場合の備品は市の所有となります。ただし、市が再調達を必要と認めず指定管理者が必要とする場合は、指定管理者の負担となります。この場合の備品は指定管理者の所有となります。既存の備品を指定管理者の瑕疵により破損、故障、紛失した場合は、指定管理者の負担で修繕又は購入していただきます。この場合の備品は市の所有となります。

2 管理上の瑕疵による事故・火災等に伴う利用者に対する損害については、指定管理者が負担するものとし、

14 再委託

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等、個々の具体的な業務を市と協議のうえ第三者に委託することは差し支えありませんが、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

15 情報の公開

申込み団体名や提出書類は、釜石市公文書公開条例に基づく情報公開の対象となります。

(1) 提出書類

指定管理者として選定された団体の提出書類は、原則として公開の対象となり、また、返却しません。ただし、経営状況の書類等、団体の正当な利益を害するおそれがある書類については、非公開とします。

16 費用負担等

- (1) 申込みに関して必要となる費用は申込者の負担とします。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により、施設の設備及び利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の全部又は一部について賠償することとなります。自然災害等不可抗力によるものについては、市と指定管理者が協議することとします。

17 その他

- (1) 市議会の議決を経て候補者を指定管理者に指定し、その後、指定管理者と業務内容、引継ぎ作業、管理運営業務の点検及び確認等の細目協議を行い、協定書を締結します。

指定管理者の指定及びその後の日程について

指定管理者は、12月中に指定する予定です。

引継ぎ作業については、3月までに終了して下さい。

協定書の内容については、指定管理者との協議の後、4月1日付けで締結する予定です。

- (2) 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出して下さい。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とします。また、市は、必要に応じて報告を求め又は調査を行い、指示を行うことができます。指定管理者は、市から指示があった場合には、速やかに改善しなければなりません。

業務の実施状況及び利用状況

管理経費の収支状況

その他市長が必要があると認めた事項

- (3) 指定管理者が行う管理運営業務に関する出納その他事務の執行については、市の監査委員の監査の対象となります。この監査結果、指摘事項等があった場合には、速やかに改善等しなければなりません。

釜石物産センター条例新旧対照表（抜粋）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 第5条)</p> <p>第2章 賃貸フロア、<u>展示即売フロア、アイディアフロア</u>及び会議室(第6条 第23条)</p> <p>第3章 駐車場(第24条 第34条)</p> <p>第4章 指定管理者(第35条 第38条)</p> <p>第5章 雑則(第39条 第43条)</p> <p>附則</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 賃貸フロア <u>官公庁又は法人若しくは個人を問わず</u>公共サービスを行う者又は事業を営む者に賃貸するため、センター1階及び2階に設けるフロア並びにその附帯施設をいう。</p> <p>(2) <u>展示即売フロア</u> 展示即売に供するため、センター1階に設けるフロア及びその附帯施設をいう。</p> <p>(3) 会議室 会議、研修等に供するため、センター2階に設ける部屋及びその附帯施設をいう。</p> <p>(4) アイディアフロア 作品展示、<u>発表等</u>に供するため、センタ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条 第5条)</p> <p>第2章 賃貸フロア、<u>アイディアフロア、イベントフロア</u>及び会議室(第6条 第23条)</p> <p>第3章 駐車場(第24条 第34条)</p> <p>第4章 指定管理者(第35条 第38条)</p> <p>第5章 雑則(第39条 第43条)</p> <p>附則</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 賃貸フロア 公共サービスを行う者又は事業を営む者に賃貸するため、センター1階及び2階に設けるフロア並びにその附帯施設をいう。</p> <p>(2) 会議室 会議、研修等に供するため、センター2階に設ける部屋及びその附帯施設をいう。</p> <p>(3) アイディアフロア 作品展示、<u>発表、展示即売等</u>に供するた</p>

現行	改正案
<p>ー2階に設けるフロア及び附帯施設をいう。</p> <p>(5) 駐車場 センターの利便性を図るため、センター地階に設ける駐車場をいう。</p> <p>(6) 使用者 賃貸フロア、<u>展示即売フロア、アイディアフロア及び会議室を使用する官公庁又は法人若しくは個人</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 賃貸フロア、展示即売フロア、アイディアフロア及び会議室</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 <u>賃貸フロア使用者は、別表第1により算定した額の使用料を使用した月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日とする。以下「納期限」という。)までに納付しなければならない。ただし、納期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日の場合は、その翌日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(使用料の減免)</p>	<p>め、センター2階に設けるフロア及び附帯施設をいう。</p> <p><u>(4) イベントフロア 作品展示、発表、展示即売等に供するため、センター1階に設けるフロア及び附帯施設をいう。</u></p> <p>(5) 駐車場 センターの利便性を図るため、センター地階に設ける駐車場をいう。</p> <p>(6) 利用者 賃貸フロア、<u>アイディアフロア、イベントフロア及び会議室を利用する者</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 賃貸フロア、アイディアフロア、イベントフロア及び会議室</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 <u>利用料金は、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5に掲げる額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第13条の2 <u>市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p>

現行	改正案
<p>第 14 条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、<u>前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(駐車料金)</p> <p>第 26 条 駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)は、<u>別表第 4 のとおりとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(協議会)</p> <p>第 39 条 センターを円滑かつ適正に運営するため、市長の附属機関として<u>釜石物産センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>協議会は、委員 12 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>観光、物産及び商工関係団体の役職員</u></p> <p>(2) <u>学識経験者</u></p> <p>(3) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要があると認めたる者</u></p>	<p>第 14 条 <u>指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第 13 条の利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(駐車料金)</p> <p>第 26 条 駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)は、<u>別表第 6 に掲げる額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>(料金の収入)</p> <p>第 26 条の 2 <u>市長は、指定管理者に料金を当該指定管理者の収入として収受させる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 39 条 削除</p>

現行	改正案																																
<p>3 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>別表第1(第13条関係)</p> <p><u>釜石物産センター賃貸フロア使用料(月額)</u></p> <table border="1" data-bbox="297 568 1077 732"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td>1㎡当たり 1,520円</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>1㎡当たり 1,010円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>使用料</u>は、<u>使用面積</u>(小数点以下第3位を四捨五入したもの)に上記の額を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第2(第13条関係)</p> <p><u>釜石物産センター展示即売フロア及び会議室基本使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="297 978 1077 1224"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前(9時 12時)</th> <th>午後(13時 17時)</th> <th>夜間(18時 21時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>展示即売フロア(1区画)</u></td> <td><u>1,010円</u></td> <td><u>1,520円</u></td> <td><u>1,010円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>2,030円</td> <td>2,540円</td> <td>3,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 販売その他の営利行為を行う場合は、<u>基本使用料</u>の額の10</p>	区分	金額	1階	1㎡当たり 1,520円	2階	1㎡当たり 1,010円	区分	午前(9時 12時)	午後(13時 17時)	夜間(18時 21時)	<u>展示即売フロア(1区画)</u>	<u>1,010円</u>	<u>1,520円</u>	<u>1,010円</u>	会議室	2,030円	2,540円	3,050円	<p>(略)</p> <p>別表第1(第13条関係)</p> <p><u>釜石物産センター賃貸フロア利用料金上限額(月額)</u></p> <table border="1" data-bbox="1158 568 1937 732"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td>1㎡当たり 1,520円</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>1㎡当たり 1,010円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>利用料金</u>は、<u>利用面積</u>(小数点以下第3位を四捨五入したもの)に上記の額を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第2(第13条関係)</p> <p><u>釜石物産センター会議室基本利用料金上限額</u></p> <table border="1" data-bbox="1158 978 1937 1117"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前(9時 12時)</th> <th>午後(13時 17時)</th> <th>夜間(18時 21時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>2,030円</td> <td>2,540円</td> <td>3,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 販売その他の営利行為を行う場合は、<u>基本利用料金</u>の額の10</p>	区分	金額	1階	1㎡当たり 1,520円	2階	1㎡当たり 1,010円	区分	午前(9時 12時)	午後(13時 17時)	夜間(18時 21時)	会議室	2,030円	2,540円	3,050円
区分	金額																																
1階	1㎡当たり 1,520円																																
2階	1㎡当たり 1,010円																																
区分	午前(9時 12時)	午後(13時 17時)	夜間(18時 21時)																														
<u>展示即売フロア(1区画)</u>	<u>1,010円</u>	<u>1,520円</u>	<u>1,010円</u>																														
会議室	2,030円	2,540円	3,050円																														
区分	金額																																
1階	1㎡当たり 1,520円																																
2階	1㎡当たり 1,010円																																
区分	午前(9時 12時)	午後(13時 17時)	夜間(18時 21時)																														
会議室	2,030円	2,540円	3,050円																														

現行	改正案												
<p>割を加算した額とする。</p> <p>2 午前と午後、<u>午後と夜間を通して使用する</u>場合の使用料は、それぞれの<u>使用料</u>の合算額とする。</p> <p>3 <u>使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する</u>場合の使用料は、1時間につき当該<u>使用区分</u>にかかる基本<u>使用料</u>の額の3割に相当する額とする。</p> <p>4 指定管理者が認めた開館時間の変更によって生じる夜間の<u>使用料</u>の減額は、1時間につき、<u>夜間基本使用料</u>の額の3割に相当する額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>割を加算した額とする。</p> <p>2 午前と午後、<u>午後と夜間及び午前と午後と夜間を通して利用</u>する場合の<u>利用料金</u>は、それぞれの<u>利用料金</u>の合算額とする。</p> <p>3 <u>利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する</u>場合の<u>利用料金</u>は、1時間につき当該<u>利用区分</u>にかかる基本<u>利用料金</u>の額の3割に相当する額とする。</p> <p>4 指定管理者が認めた開館時間の変更によって生じる夜間の<u>利用料金</u>の減額は、1時間につき、<u>夜間基本利用料金</u>の額の3割に相当する額とする。</p> <p>5 <u>会議室内の備品の利用料金は、基本利用料金に含まれる。</u></p> <p>(略)</p>												
	<p>別表第4(第13条関係)</p> <p><u>釜石物産センターイベントフロア基本利用料金上限額</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 967 1939 1342"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 967 1332 1050">区分</th> <th data-bbox="1332 967 1536 1050">午前(9時 12時)</th> <th data-bbox="1536 967 1740 1050">午後(13時 17時)</th> <th data-bbox="1740 967 1939 1050">夜間(18時 21時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1050 1332 1240">イベントフロア(販売、商品宣伝その他の営利行為を行う場合)</td> <td data-bbox="1332 1050 1536 1240">6,060円</td> <td data-bbox="1536 1050 1740 1240">9,120円</td> <td data-bbox="1740 1050 1939 1240">6,060円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1240 1332 1342">イベントフロア(その他の場合)</td> <td data-bbox="1332 1240 1536 1342">無料</td> <td data-bbox="1536 1240 1740 1342">無料</td> <td data-bbox="1740 1240 1939 1342">無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前(9時 12時)	午後(13時 17時)	夜間(18時 21時)	イベントフロア(販売、商品宣伝その他の営利行為を行う場合)	6,060円	9,120円	6,060円	イベントフロア(その他の場合)	無料	無料	無料
区分	午前(9時 12時)	午後(13時 17時)	夜間(18時 21時)										
イベントフロア(販売、商品宣伝その他の営利行為を行う場合)	6,060円	9,120円	6,060円										
イベントフロア(その他の場合)	無料	無料	無料										

現行	改正案																					
	<p><u>備考</u></p> <p>1 <u>午前と午後、午後と夜間及び午前と午後と夜間を通して利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金の合算額とする。</u></p> <p>2 <u>利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、1時間につき当該利用区分にかかる基本利用料金の額の3割に相当する額とする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者が認めた開館時間の変更によって生じる夜間の利用料金の減額は、1時間につき、夜間基本利用料金の額の3割に相当する額とする。</u></p> <p><u>別表第5(第13条関係)</u></p> <p><u>釜石物産センター備品基本利用料金上限額</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 829 1818 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>備品名</th> <th>単位</th> <th>単価/日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">販売、商品宣伝その他の営利行為を行う場合</td> <td>机</td> <td>1台</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>椅子</td> <td>1脚</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>展示パネル</td> <td>1枚</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>簡易音響装置</td> <td>1式</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td colspan="3">無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	備品名	単位	単価/日	販売、商品宣伝その他の営利行為を行う場合	机	1台	60円	椅子	1脚	60円	展示パネル	1枚	90円	簡易音響装置	1式	5,000円	その他の場合	無料		
区分	備品名	単位	単価/日																			
販売、商品宣伝その他の営利行為を行う場合	机	1台	60円																			
	椅子	1脚	60円																			
	展示パネル	1枚	90円																			
	簡易音響装置	1式	5,000円																			
その他の場合	無料																					